



令和 7 年度 加東市病院事業部職員定期健康診断業務委託

金抜設計書

業務番号 2025082200

業務名 令和 7 年度 加東市病院事業部職員定期健康診断業務委託

履行場所 加東市家原85番地（加東市民病院）

兵庫県 加東市

令和7年度 加東市病院事業部職員定期健康診断業務委託 内訳書

番号	名称	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	職員定期健康診断						
1	計測(身長・体重測定)	身長・体重測定	212	人			
2	腹囲測定		209	人			・35歳 ・40歳以上
3	尿検査	糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血	192	人			
4	視力検査	遠方視力5m各眼	212	人			
5	聴力検査	2ch	212	人			
6	心電図検査	安静時心電図	212	人			
7	血圧測定		212	人			
8	胸部X線デジタル撮影	1方向	208	人			
9	医師診察		212	人			
10	血液生化学検査	血糖、赤血球数(RBC)、白血球数(WBC)、血色素量(Hb)、Ht、総蛋白(TP)、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP、LAP、クレアチニン、尿酸(UA)、尿素窒素(BUN)、TG、T-Ch、HDL-Ch、T-Bil、ALP、LDH、LDL-ch	212	人			
11	HbA1c		10	人			血糖値111以上及び40歳以上の当日摂食者
12	PSA		11	人			50歳以上の男性希望者
13	肝炎検査	HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体	189	人			
14	胃部X線デジタル撮影	8方向	3	人			
15	眼底検査	両眼	210	人			
16	大腸がん検査	2回法	62	人			
17	血液検査	白血球百分率、赤血球数、白血球数、Hb、Ht	29	人			
	小計						
	改め						
	消費税		10	%			
	合計						

令和7年度 加東市病院事業部職員定期健康診断業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、加東市民病院、ケアホームかとう及び加東市訪問看護ステーション（以下「市」という。）に勤務する職員の心身の健康を確保するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関連法令等に基づき実施する職員定期健康診断（以下「健診」という。）の業務内容を示すものである。なお、この仕様書は業務の大要を示すものであり、記載されていない事項についても市が必要と判断した業務は両者協議のうえ、誠意をもって行うものとする。

2 入札にあたって

入札は内訳書の総額（税抜き）で応札すること。ただし、本契約は単価契約とし、業務実績に基づいて支払うものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

4 履行場所

加東市家原85番地（加東市民病院）

5 健診の種類及び実施時期

健診の実施時期及び日数は次表のとおりとし、健診時間は午前9時から午後4時までとする。なお、実施日時の詳細については、双方協議のうえ決定することとする。

種類	実施時期
① 定期健康診断	令和7年11月の連続する水曜日・木曜日2日。 ただし、19日及び20日は除く。 (5日及び6日、12日及び13日又は26日及び27日)
② ①に受診できなかった職員の予備日	定期健康診断終了後、双方協議のうえ実施時期を決定する。なお、実施場所については受託者の保有する施設等で行うものとする。

6 健診会場

加東市民病院の建物内とし、胸部・胃部X線検査は加東市民病院の敷地内において検診車により実施するものとする。

7 対象者

市に勤務する職員とする。市は、対象者の所属名、職員番号、共済番号、氏名、生年月日、性別、受診項目等、必要な情報について事前に受託者に通知するものとする。

8 健診項目

健診項目一覧表のとおりとする。なお、記載している受診者数は見込み数であり、増減することがある。

9 業務内容

健診業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 受診票（検査容器等を含む。）の作成及び配付

受託者は対象者が健診の受診に必要な受診票（検査容器等を含む。）を作成すること。受診票には、市が対象者として事前に通知した職員の所属名、職員番号、共済番号、氏名、生年月日、性別、受診項目等の必要な情報をあらかじめ記載し、必要な書類を同封して、健診実施日時の2週間前までに所属ごとに分類して、市へ納品すること。なお、受診票の様式については、双方協議のうえで決定するものとする。

(2) 健診申込受付

受託者は、受付担当者を配置し、受診日当日に受診者の受付を行うこと。受診日当日に受診票等を紛失した職員のために、受託者は予備の受診票を用意して必要事項を再記入させること。

(3) 健診に必要な器材の準備及び配付

健診に必要な器材、物品（検査容器等を含む。）等を全て準備すること。また、当該器材等の搬入や物品の購入等は受託者の負担とする。ただし、机、椅子等の備品については、双方協議のうえ、市の備品等の貸出を行うことも可能とする。

(4) 会場の準備及び後片付け

健診会場の準備、後片付けは、市の指示のもと、受託者が全て行い、特に後片付けについては、健診実施後の会場の使用に支障が出ないように速やかに実施すること。

(5) 健診の実施

ア 受託者は、本業務の調整を図るための事務担当者として、事務責任者を置き、事務責任者の指揮のもと健診等会場を総括する担当者として現場責任者を会場に1名以上置くこと。また、契約締結後速やかに書面によりその者の氏名を市へ報告すること。なお、現場責任者については、事務責任者又は受付担当者が兼務することを認める。

イ 受託者は、健診の実施にあたり、医師法（昭和23年法律第201号）、医療法（昭和23年法律第205号）等の関係法令を遵守し、健診が円滑に実施できるよう、必要な医師、看護師、検査技師、診療放射線技師、受付担当者等を配置すること。市が、円滑な健診の実施に支障があると判断した場合、受託者が配置したスタッフの変更、増員を求めることができる。

- ウ 受託者は、健診の実施に際して、医師の問診に関しては、特に女性職員への配慮を行うなど、各種検査時のプライバシー確保に留意すること。
- エ 受託者は、健診の実施にあたり、医療事故等の無いよう職員の安全に留意すること。
- オ 受託者は、その他、健診の実施に必要な事項について、市と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(6) 健診結果報告

受託者は、健診結果の報告について、次のとおり作成し、健診期間終了後から1か月以内に市担当課へ納品すること。なお、データで作成した成果品については、光ディスク等の電磁的記録媒体（CD-R等）に格納し、市へ納品すること。

ア 健康診断個人結果通知書（本人分及び市（健康管理者）分）

基準値、数値結果、判定、所見指導助言及び受診者の健康管理に必要な事項を記し、本人分と市分の2種類作成すること。

本人分については、個人ごとに封入し、所属ごとに分類するものとし、市分については所属毎、職員番号順に分類し、個人ごとの封入は要しない。なお、要検査以上の所見が認められた受診者については、再受診勧告通知及び二次検査結果報告書（再受診勧告通知及び二次検査結果報告書が一体となった書式でも可）を同封すること。また、緊急に措置すべき所見が認められた場合は、受託者は当該検査結果に理由を添えて市に速やかに報告すること。

イ 健康診断結果一覧表

個人別の診断結果（所属名、漢字氏名、カナ氏名、性別、年齢、受診項目ごとの数値結果、判定、所見及び指導助言等）を所属、職員番号順に並べて一覧にしたデータを作成すること。なお、再受診勧告通知を送付する者については、別途とりまとめて作成し報告すること。

ウ 有所見者名簿

有所見者の受診者情報、有所見項目及び判定内容を記載したデータを作成すること。

エ 健康診断結果報告用データ

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条に基づく報告を行うために必要なデータを作成すること。

オ 成人病検診助成金交付申請書

兵庫県市町村職員共済組合の示す成人病検診助成金交付申請書並びに成人病検診受検者名簿

(a)及び(b)のデータを作成すること。

(7) 特定検診データの作成・提供

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第2項及び第3項の規定に基づき、市が実施する労働安全衛生法に基づく健康診断の記録を提供すること。

ア 対象者

兵庫県市町村職員共済組合の組合員で、4月1日から当年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者

イ 健診項目等

別表「健診項目等」に掲げる項目（服薬歴、喫煙習慣等の状況に係る調査は、別紙1「標準的な質問票」に準じるものとする。また、詳細な健診の項目は医師の判断により実施された場合に限る。）

ウ 特定健診データの提供方法等

国が定める標準的なデータファイル仕様（XML形式）で、別紙2「データファイル仕様詳細」を参考に、DVD-R又はCD-Rに記録した電磁的記録により提供すること。提供期日は健康診断を実施した日から25日以内とする。

エ 提供先

受託者から兵庫県市町村職員共済組合へ直接提供すること。「別紙3：特定健康診査受診結果表」に記載して提供すること。なお、健診項目に漏れ・不備があった場合は、別途兵庫県市町村職員共済組合に報告すること。

オ その他

特定健診データの提供に関して、兵庫県市町村職員共済組合と覚書を締結する必要が生じた場合は、覚書を締結すること。

10 職員の安全確保上の問題への対応

(1) 受託者は、次のアからウに掲げる事案の発生を知った場合には、直ちにその旨を市に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

ア 健診の実施に関わる事故

イ 受診する職員の個人情報の漏えい、滅失又はき損

ウ その他業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

(2) 受託者は、前項イその他の職員の個人情報に係る事案の発生を知った場合には、直ちに市に對し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告するとともに、市の指示に従い、被害の拡大防止又は復旧のために必要な措置等を行わなければならない。

(3) 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事案関係及び再発防止策の公表、当該事案に關わる本人への対応等の措置を市と協力して講じなければならない。

11 個人情報の保護

受託者が健診業務を行うにあたって取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。

12 料金の支払い

料金は、請求があつた都度支払うものとする。

13 仕様書の変更・追加

この仕様書の内容については、市が必要と認める場合に別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

14 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と認められる軽微な作業については、市と協議のうえ適正に実施すること。また、記載外の事項で問題が生じた場合は、直ちに市と協議のうえ実施すること。
- (2) 各データの引き渡しにあたっては、コンピュータウイルス対策及び個人情報管理に対し、必要かつ十分な措置を講じること。
- (3) 業務履行のため貸与したデータ、名簿等は、契約期間終了後速やかに市に返還するものとする。また、契約期間終了前であっても、市が返還を求めた場合はこれに応じて速やかに返還すること。
- (4) 受託者は、健診結果等の記録は少なくとも5年間保存し、市が指示する方法で消去又は廃棄すること。また、受託者は個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することの無いよう適切に取り扱うこと。
- (5) 健診日時、会場の変更は原則として行わないこととするが、天災等のやむを得ない事情があった場合、双方協議のうえ変更を行うものとする。
- (6) 検診車の駐車場所等については、市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときには、市と協議し、その指示に従うこと。

(別表)

健診項目一覧表

	健診項目	受診者数（予定）
1	計測（身長・体重測定）	212
2	腹囲測定 ※35歳及び40歳以上	209
3	尿検査（糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血）	192
4	視力検査（遠方視力5m各眼）	212
5	聴力検査（2ch）	212
6	心電図検査（安静時心電図）	212
7	血圧測定	212
8	胸部X線デジタル撮影 1方向	208
9	医師診察	212
10	血液生化学検査 血糖、赤血球数（RBC）、白血球数（WBC）、血色素量（Hb）、Ht、総蛋白（TP）、AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GTP、LAP、クレアチニン、尿酸（UA）、尿素窒素（BUN）、TG、T-Ch、HDL-Ch、T-BiL、ALP、LDH、LDL-ch	212
11	HbA1c ※40歳以上正職員摂食者・血糖値111以上	10
12	PSA ※50歳以上の男性希望者	11
13	肝炎検査（HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体）	189
14	胃部X線デジタル撮影 8方向	3
15	眼底検査（両眼）	210
16	大腸がん検査（2回法）	62
17	血液検査（白血球百分率9分画、赤血球数、白血球数、Hb、Ht）	29

別紙 1

標準的な質問票

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無 [□]	
1	a. 血圧を下げる薬	① はい ② いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	① はい ② いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	① はい ② いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	① はい ② いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	① はい ② いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1か月間吸っている 条件2：生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	① はい（条件1と条件2を両方満たす） ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない（条件2のみ満たす） ③ いいえ（①②以外）
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	① はい ② いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	① はい ② いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	① はい ② いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	① はい ② いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	① 速い ② ふつう ③ 遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	① はい ② いいえ

[□] 医師の診断・治療のもとで服薬中のものを指す。

	質問項目	回答
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	① はい ② いいえ
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。（※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者）	① 毎日 ② 週5～6日 ③ 週3～4日 ④ 週1～2日 ⑤ 月に1～3日 ⑥ 月に1日未満 ⑦ やめた ⑧ 飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・500ml）、 焼酎（同25度・約110ml）、 ワイン（同14度・約180ml）、 ウイスキー（同43度・60ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3～5合未満 ⑤ 5合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	① はい ② いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	① 改善するつもりはない ② 改善するつもりである（概ね6か月以内） ③ 近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④ 既に改善に取り組んでいる（6か月未満） ⑤ 既に改善に取り組んでいる（6か月以上）
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ

◎フォルダの構成



- ①[DATA] … 健診・保健指導データ格納用フォルダ
- ②[XSD] … スキーマファイル格納フォルダ(健診データの電子的管理の整備に関するホームページ[http://tokuteikenshin.jp/]の凍結バージョンを使用)
- ③[ix08_V08.xml] … 交換用基本情報ファイル

*CLAIMSフォルダ、su08_V08.xmlファイルはあってもよい

◎フォルダ名称

表1 ルートフォルダ名規則

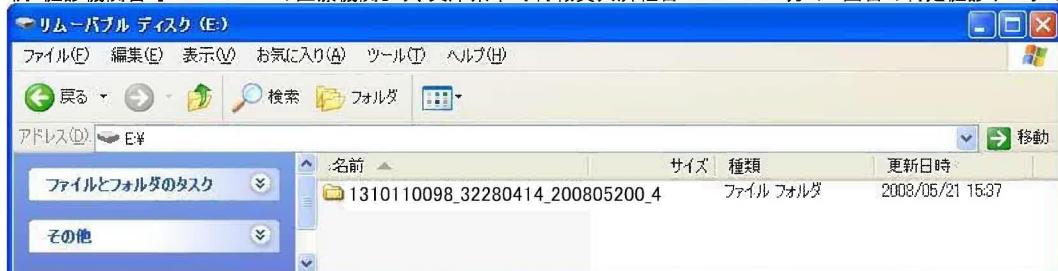
長さ	内容	フォーマット	例
8~10	提出元機関番号	※健診機関番号を設定(健診機関番号がない場合は、保険医療機関番号を設定)	1234567890
7~10	提出先機関番号	※保険者番号32280414を設定	nnnnnnn[nnn]
8	提出年月日	yyyymmdd	20070612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
1	実施区分コード(表5)	n	1

「1:特定健診情報」又は「4:他の健診結果受領分」を設定

表5 実施区分コード(特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き付属資料7別表3)

コード名	コード	内容	備考
実施区分コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国への実施結果報告	
	4	他の健診結果の受領分	事業主健診の結果を受領した場合

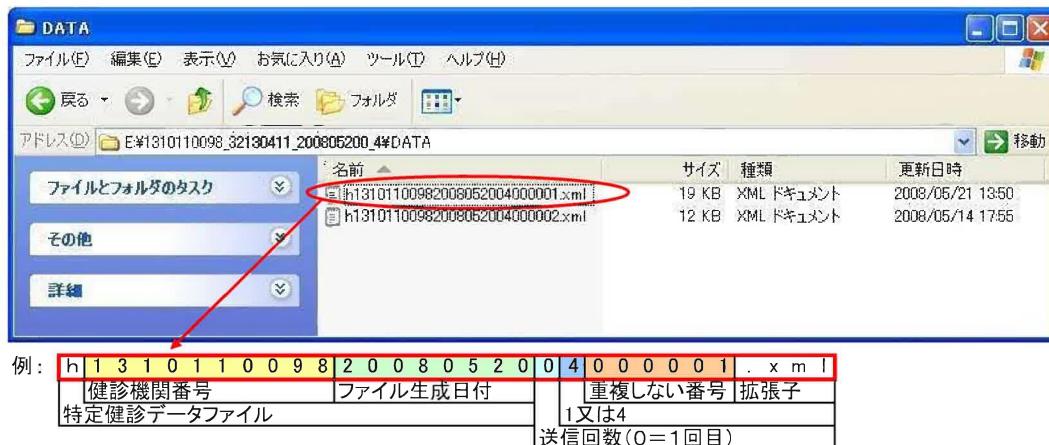
例: 健診機関番号1310110098の医療機関より、兵庫県市町村職員共済組合へ20080520分の1回目の特定健診データの場合



◎データxml名称(DATAフォルダ内)

表 8 特定健診・特定保健指導ファイル命名規則

開始位置	長さ	内容	フォーマット	例
1	1	h : 特定健診データファイル c : 特定健診決済情報ファイル g : 特定保健指導データファイル p : 特定保健指導決済情報ファイル	X	h
2	10	健診機関番号 健診機関番号がない場合は、保険医療機関番号を設定	nnnnnnnnnn	1234567899
12	8	ファイル生成日付またはアーカイブ生成日付	yyyymmdd	20070612
20	1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合（同日分割送信）、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
21	1	種別 「1:特定健診情報」又は「4:他の健診結果受領分」を設定	n	1
22	6	同一フォルダ内で同一ファイル名とならないように振られた6桁の数字	nnnnnn	000005
28	4	拡張子「.xml」	-	.xml



◎ix08_V08の設定

C:\Documents and Settings\kikinc105\Desktop\xml\ix08_V08.xml - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(U) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス(D) C:\Documents and Settings\kikinc105\Desktop\xml\ix08_V08.xml

Google 検索 ブックマーク ポップアップを許可 チェック 次に送信 設定 セキュリティ保護のため、コンピュータにアクセスできるアクティブコンテンツは表示されないよう、Internet Explorer で制限されています。オプションを表示するには、ここをクリックしてください。

```
<?xml version="1.0" encoding="utf-8" ?>
<index xmlns="http://tokuteikenshin.jp/checkup/2007" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
xsi:schemaLocation="http://tokuteikenshin.jp/checkup/2007 ./XSD/ix08_V08.xsd">
<interactionType code="6"/> 「6」又は「9」を設定
<creationTime value="20080520"/>
<sender>
<id extension="1310110098" root="1.2.392.200119.6.102"/>
</sender>
<receiver>
<id extension="32280414" root="1.2.392.200119.6.101"/>
</receiver>
<serviceEvent Type code="4"/> 「1」又は「4」を設定
<totalRecordCount value="2"/>
</index>
```

決済データがない場合→健診データのファイル数を設定
決済データがある場合→健診データのファイル数+決済データのファイル数を設定

ページが表示されました マイコンピュータ

表 8 種別コード（特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き 付属資料 7 別表 1）

コード名	コード	内容	備考
	1	特定健診機関又は特定保健指導機関から代行機関	請求
	2	代行機関から特定健診機関又は特定保健指導機関	返戻
	3	代行機関から保険者	請求
	4	保険者から代行機関（未決済データの場合）	返戻請求
	5	保険者から代行機関（決済済データの場合）	過誤請求
種別コード	6	特定健診機関又は特定保健指導機関から保険者	代行機関を介しない場合
	7	保険者から特定健診機関又は特定保健指導機関	
	8	保険者から保険者	
	9	その他	
	10	保険者から国（支払基金）	
	11	代行機関から保険者へ確認依頼	
	12	予備	
	13	予備	

表 11 OID一覧

OID	説明	備考
1.2.392.200119.6.101	保険者番号	
1.2.392.200119.6.102	特定健診機関番号／特定保健指導機関番号	
1.2.392.200119.6.103	代行機関番号	
1.2.392.200119.6.105	地方公共団体コード	

表 9 実施区分コード（特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き 付属資料 7 別表 3）

コード名	コード	内容	備考
実施区分コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国（支払基金）への実施結果報告	
	4	他の健診結果の受領分	

◎データxmlに含まれる項目の設定

①兵庫県市町村職員共済組合 ...32280414を設定
の保険者番号

②被保険者証等記号 …組合員証の記号(3桁)を設定

③被保険者証等番号 …組合員証の番号を設定

④受診者の郵便番号・住所 …ダミーデータを設定

例：郵便番号 000-0000、住所 あ

⑤受診券情報と保険者情報(/ClinicalDocument/participant)は定義しない
(5、6ページの「3.2.3.4 受診券情報と保険者情報」は定義しない)

⑥プログラム種別コード

特定健診・特定保健指導の電子的標準様式に仕様するOID表

OID	コード表名称	コード：値 または説明
1.2.392.200119.6.1002	プログラム種別コード [「010」又は「030」を設定]	000 : 不明 010 : 特定健診 020 : 広域連合の保健事業 030 : 事業者健診(労働安全衛生法に基づく健診) 040 : 学校健診(学校保健法に基づく職員健診) 050 : 生活機能評価 060 : がん検診 090 : 肝炎検診 990 : 上記いずれでもない健診(検診) 100 : 特定保健指導

特定健診の電子的なデータ標準様式	Version: 1.27
特定健診情報ファイル 仕様説明書	

3.2.3.4 受診券情報と保険者情報

受診者が健診実施時に属した保険者の情報および、その保険者が発行した受診券に関する情報を表現する。表8に示す項目が含まれる。なお、保険者番号については、recordTarget (XML仕様No:6) の中で記述される保険者番号と同一でなければならない。万一、値が異なる場合には、recordTarget (XML仕様No:6) の中で記述される保険者番号のほうが正しいものとして処理される。受診券が発行されないケースでは本要素/ClinicalDocument/participantは出現しない。

表8 受診券情報と保険者情報へのマッピング項目

No	項目名	XML仕様No	XPath
	受診券有効期限	9.4.1	/ClinicalDocument/participant/time/high/@value
	受診券整理番号	9.6.1	/ClinicalDocument/participant/associatedEntity/id/@extension
	受診券を発行した保険者番号	9.8.1	/ClinicalDocument/participant/associatedEntity/scopingOrganization/id/@extension

受診券情報と保険者情報のXML仕様を表9に示す。

表9 受診券情報と保険者情報のXML仕様

No	XPath	説明	多量度	選択性
9	/ClinicalDocument/participant		0..1	O
9.1	@typeCode	HL7 ポキャブラリドメイン ParticipationType から所有者を示す「HLD」を設定。	1..1	M
9.2	functionCode	受診券の情報であることを示す情報	1..1	M
9.2.1	@code	受診券券面種別コードを示す「」を設定。	1..1	M
9.2.2	@codeSystem	受診券・利用券の券面種別コードのための OID。「1.2.392.200119.6.208」を設定。	1..1	M
9.3	time	受診券の有効期間	1..1	M
9.4	time/high	有効期間の終了日すなわち有効期限	0..1	M
9.4.1	@value	「受診券有効期限」、書式は“YYYYMMDD”。	1..1	M
9.5	associatedEntity	受診券と発行者の識別情報。	1..1	M
9.5.1	@classCode	HL7 ポキャブラリドメイン RoleClass から「IDENT」を設定。	1..1	M
9.6	associatedEntity/id	受診券整理番号	1..1	M
9.6.1	@extension	「受診券整理番号」に対応する文字列。数字11桁固定。(別表5参照)	1..1	M
9.6.2	@root	受診券整理番号のためのOID。 「1.2.392.200119.6.209.nnnnnnnnnn」を設定。ここで nnnnnnnnnn は XML 仕様 No.9.8.1 に記述される保険者番号8桁の先頭に1をつけて9桁とした番号。OID表も参照のこと。	1..1	M
9.7	associatedEntity/scopingOrganization	受診券を発行した保険者の保険者情報。	1..1	M
9.8	associatedEntity/scopingOrganization/id	受診券を発行した保険者の保険者番号。	1..1	M
9.8.1	@extension	「(受診券を発行した)保険者番号」。送信側(ファイル作成側)は recordTarget (XML仕様 No.6) の中で記述される保険者番号8桁と同一番号を設定する。省略はできない。ファイル受信側では無視してよく、仮に本属性が recordTarget (XML 仕様	1..1	M

特定健診の電子的なデータ標準様式	Version: 1.27
特定健診情報ファイル 仕様説明書	

		No. 6)の中で記述される保険者番号と異なっていた場合にも無視してよい。。		
9.8.2	@root	保険者番号の OID。「1.2.392.200119.6.101」を設定。	1..1	M

受診券と保険者情報の XML サンプルを以下に示す。

```
<ClinicalDocument>
  ...
  <participant typeCode="HLD">
    <functionCode code="1" codeSystem="1.2.392.200119.6.208" />
    <time>
      <!-- high は受診券の有効期限（その日を含む）-->
      <high value="20080331" />
    </time>

    <associatedEntity classCode="IDENT">
      <!-- 受診券番号 -->
      <scopingOrganization>
        <!-- 保険者番号 31130685 -->
        <id extension="31130685" root="1.2.392.200119.6.209.131130685" />
      </scopingOrganization>
    </associatedEntity>
  </participant>
  ...
</ClinicalDocument>
```

特定健康診査受診結果表(その他健診分) * 必須項目

記号一一番号 —	氏名	生年月日 (西暦)	年 月 日
		健診年月日 (西暦)	年 月 日

区分 健診機関	1:事業者健診(パート先等)		2:人間ドック(自主的)	3:その他(自主的に健診)
	コード	名称	所在地	
* コードが不明な場合は、名称・所在地のみ記入 *区分は該当するものに○を付ける				

No	項目	備考
1	身長	(cm)
2	体重	(kg)
3	BMI	体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) 少数点以下第2位を四捨五入
4	内臓脂肪面積	
	腹囲(実測)	(cm)、内臓脂肪面積の場合(cm ²)
	腹囲(自己判定)	いずれか1項目設定されればよい
	腹囲(自己申告)	
5	既往歴	1:あり、2:なし
6	具体的な既往歴	「既往歴」が1(特記すべきことあり)の場合、必須となる
7	自覚症状	1:あり、2:なし
8	自覚症状に対する所見	「自覚症状」が1(特記すべきことあり)の場合、必須となる
9	他覚症状	1:あり、2:なし
10	他覚症状に対する所見	「他覚症状」が1(特記すべきことあり)の場合、必須となる
11	収縮期血圧(1回目)	
	収縮期血圧(2回目)	(mmHg)
	収縮期血圧(その他)	いずれか1項目設定されればよい
12	拡張期血圧(1回目)	
	拡張期血圧(2回目)	(mmHg)
	拡張期血圧(その他)	いずれか1項目設定されればよい
13	中性脂肪(可視吸光光度法)	
	中性脂肪(紫外吸光光度法)	(mg/dl)
	中性脂肪(その他)	いずれか1項目設定されればよい
14	HDLコレステロール(可視吸光光度法)	
	HDLコレステロール(紫外吸光光度法)	(mg/dl)
	HDLコレステロール(その他)	いずれか1項目設定されればよい
15	LDLコレステロール(可視吸光光度法)	
	LDLコレステロール(紫外吸光光度法)	(mg/dl)
	LDLコレステロール(その他)	いずれか1項目設定されればよい
16	GOT(AST)(可視吸光光度法)	(IU/l)
	GOT(AST)(その他)	いずれか1項目設定されればよい
17	GPT(ALT)(可視吸光光度法)	(IU/l)
	GPT(ALT)(その他)	いずれか1項目設定されればよい
18	γ-GT(γ-GTP)(可視吸光光度法)	(IU/l)
	γ-GT(γ-GTP)(その他)	いずれか1項目設定されればよい

* 検査法が不明の場合は、その他に記入する

記号一番号	氏名	生年月日 (西暦)	年 月 日
-		健診年月日 (西暦)	年 月 日

No	項目		備考
19	空腹時血糖(電位差法)	(mg/dl)	「空腹時血糖」、「HbA1c」または「隨時血糖」が設定されればよい
	空腹時血糖(可視吸光光度法)	いずれか1項目設定されればよい	
	空腹時血糖(紫外吸光光度法)	※「空腹時」とは、食後10時間以上	
	空腹時血糖(その他)		
	HbA1c(免疫学的方法)	(%)	
	HbA1c(HPLC)	いずれか1項目設定されればよい	
	HbA1c(酵素法)		
	HbA1c(その他)		
	隨時血糖(電位差法)	(mg/dl)	
	隨時時血糖(可視吸光光度法)	いずれか1項目設定されればよい	
20	隨時時血糖(紫外吸光光度法)	いずれか1項目設定されればよい	※「隨時」とは、食後3.5時間以上
	隨時時血糖(その他)		
21	尿糖(試験紙法(機械読み取り))	いずれか1項目設定されればよい (-, +, ++, +++, 生理中測定不能、腎疾患測定不能)	1:基準該当、2:予備軍該当、3:非該当、4:判定不能
	尿糖(試験紙法(目視法))		
22	尿蛋白(試験紙法(機械読み取り))	いずれか1項目設定されればよい (-, +, ++, +++, 生理中測定不能、腎疾患測定不能)	1:基準該当、2:予備軍該当、3:非該当、4:判定不能
	尿蛋白(試験紙法(目視法))		
23	メタボリックシンドローム判定		1:積極的支援、2:動機付け支援、3:なし、4:判定不能
24	保健指導レベル		
24	医師の診断(判断)		
25	健康診断を実施した医師の氏名		
26	服薬1(血圧)	1:あり、2:なし	
27	服薬2(血糖)	1:あり、2:なし	
28	服薬3(脂質)	1:あり、2:なし	
29	喫煙	1:あり、2:なし	

* 検査法が不明の場合は、その他(尿は目視法)に記入する